

全軟野連発第 112 号  
令和 3 年 4 月 22 日

都道府県支部  
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 小林三郎



連合チーム（少年・学童）の取り扱いについて（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、本件は平成 28 年第 4 回理事会において、審議をされておりましたが、一部結論が決定していない事項がございました。つきましては、先般 4 月 12 日開催の令和 3 年度第 3 回理事会にて審議の結果、下記の取り扱いとして承認されましたので、通知致します。ご確認いただき、ご対応をお願い致します。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

記

■連合チームの取り扱いについて

1. 登録について

登録完了しているチームが、人数不足により、10 名以上のチーム編成ができない場合、連合チームとして大会への出場を可能とする。野球振興面から、連合チームとしての新規登録は要せず、大会参加を認めることとする。

2. 連合チームのユニフォームの取り扱いについて

新規で連合チームの統一ユニフォーム制作に係る経費負担増を考慮し、背番号の重複のみを避け、元のチームのユニフォームでの大会出場を認めることとする。なお、適用は末端支部大会から全国大会までとする。

3. 適用開始時期について

上記 1. 2 ともに令和 3 年度より適用する。

以上

事務担当者：吉岡大輔 TEL：03-3404-8831